

論文の内容の要旨

論文題目 裁判権免除制度の規範構造再考－免除の「事項的な(*ratione materiae*)」性格に着目して－

氏名 新倉 圭一郎

国家には、一般国際法上、他国の裁判所の裁判権行使から免除が認められている。今日、裁判権免除については、日本を含む多くの国家が、外国国家に対しては原則として裁判権を行使しえないとする「絶対免除主義」から、他国の「主権的行為 (*acts jure imperii*)」については裁判権を行使しえない(免除を付与する)が、「業務管理行為 (*acts jure gestionis*)」については法廷地国の裁判権行使を認める「制限免除主義」へと、その方針を変更しており、こうした「制限免除主義」の立場は慣習国際法を反映しているとも説かれる。そしてその上で、具体的にどのような事項について免除を否認し得るのかという各論に学説の関心が向けられている。

しかし、こうした各論に議論を集中させる前段階として、そもそも、「絶対免除主義から制限免除主義へ移行した」ことが国際法上どのような意味をもつのか十分に検討されてきたといえるであろうか。「制限免除主義」と呼ばれる実行は、国家の「主権的行為」という訴訟事項の性質に着目して管轄権行使を控える「事項的な(*ratione materiae*)」判断であるが、それに対して、裁判権免除は、他国の訴訟手続にかけられた被告が外国主権国家であるという被告の法的地位に着目した「人的な (*ratione personae*)」制度(「被告が誰か」を問う制度)として構成されるため、制限免除主義の実行を通説的な理解に基づいて把握することの適否は本来であれば問題となるはずである。しかしながら、こうした制度の基本

的理解に関わる問題に十分な理論的回答を示すことのないまま、制度の各論へと議論を集中させているのが国際法学の現状である。

裁判権免除が「人的な」制度として構成された背景には、その理論化に際して念頭に置かれた「絶対免除主義」と称される実行が、被告が他の国家ということだけで原則として免除を認めるものとして把握されていたという事情がある。こうした理解を念頭に置いていたからこそ、裁判所の判断回避の根拠は、裁判権行使の対象となる被告国家が法廷地国と法的に平等な主体であるという特別な地位を有していることに求められてきた。その後、実行は「制限免除主義」へと移行するが、通説は、こうした展開を、免除の対象範囲の量的変化として説明し、質的レベルにおいては従来の理論枠組みを維持させている。

ただし、通説は、この「人的」な性格及びそこから派生する制度的特徴を「制限免除主義」の実行自体から改めて論証しているわけではない。「絶対免除主義」から「制限免除主義」への変遷を、免除の対象範囲の量的変化と捉える歴史の変遷観に依拠し、裁判権免除の質的な性質は「絶対免除主義」の実行から論証済みであり、「制限免除主義」の実行からは免除の対象のみを論ずれば良いとの立場をとってきたのである。しかし、裁判権免除事件国際司法裁判所判決や貸金請求事件最高裁判決といった「制限免除主義」のリーディング・ケースを制度の法的性質という観点からみると、訴訟事項の性質に着目する「事项的な」判断と「人的」制度たる理解との整合性に疑いを突きつける形で実行が展開していることが分かる。本論文は、以上の理論状況に鑑みて、現行の裁判権免除を「人的」制度として理解することの妥当性を実証的に再検討することを目的とする。

現行の裁判権免除の法的性質については、そこに「人的」な性格を認める Fox と、「人的」制度としてではなく「司法判断適合性」の問題として理解すべきと説く Brownlie に代表される論者との間で論争が行われているが、両者の対立点は以下の様に整理できるものであった。まず第一に、現行制度に「人的」性格を認める通説がその拠り所とする「絶対免除主義」から「制限免除主義」に至る歴史の変遷の理解自体についても、両時代を質的に連続したものと理解することに Brownlie 等から異論が提起されており、通説が根拠として依拠する歴史的理解はそれ自体の妥当性について検証を要するものであることが示されている。そしてさらに、裁判権免除の法的性質に関する理解の違いは、以下の解釈論上の論点として表れていることも明らかとなった。すなわち、両者は、他国を訴えるという要件の有無、行為国の同意の効果、判断枠組、裁判権免除と執行免除との関係について、裁判権免除の法的性質に関する自身の理解に基づいてそれぞれ異なる評価を下しており、制度の法的性質に関する評価の違いは、この四つ解釈論上の論点として顕現していることが確認された。こうした学説対立に鑑み、本稿では、「絶対免除主義」から「制限免除主義」への変遷について、その質的な違いを浮き彫りにするため「どのような理論的根拠によって免除されるのか」という視点から免除の歴史の変遷を正確に位置付けた上で、そこで示された理論的根拠に基づく法理が人的な特徴を備えたものだったのか、そうでなければ現行法にいかなる特徴を認めるべきなのかという点を、①要件、②行為国の同意の効果、③判断

枠組み、そして、④免除の対象となる管轄権の範囲について各判決の中でどの様な理解がとられているのかを検証することを通して明らかにする。

検討の結果、免除の歴史的変遷については、第一に、「絶対免除主義」のリーディング・ケースでは人的免除法理と共に他国の職務を保護する免除法理による規律が及ぼされており、人的法理のみによって把握しようとする通説の理解が片面的なものであることが明らかにされた。すなわち、「絶対免除主義」の判決には、英米において主権者に古くから認められていた主権者の「自国の」裁判手続からの免除が、「他国」の裁判手続も当然その射程に含むものであることを適切に認識し、あらゆる上位の権威から独立した存在であるという被告の主権者たる特別な地位を理由として、内外問わず、裁判所による裁判権行使から免除されるのだとの理由付けが行われるものがあり、そこでは、まさに「被告が誰か」に着目してフォーラムの適切性が問題とされていた。しかしその一方で、この時代には、一貫して、他の国家が独立した地位に基づいて財産に課したもしくはその実現を目的に行った「職務」の遂行を保護するための免除法理も規律を及ぼしていた。こうした国家の独立の尊重、言い換えれば、不干渉原則に基づく免除法理は、訴訟事項の性質が他国の国際法上保護される「職務」を害するか否かに着目し、「どこで裁くべき問題か」という観点からフォーラムの適切性を問うものであり、人的免除とは異質の法理と位置づけられるべきものであった。

こうして「絶対免除主義」の時代に規律を及ぼしていた二つの免除法理は、その後、全く異なる運命を辿ることとなる。英米では、20世紀に入ると次第に法の支配の観念が浸透し、主権者であるというだけで自国の裁判所の規律から免れさせるべきではないとの考え方が国内法上受け入れられていく。こうした動きは、内外問わず主権者を裁判手続から免除することを求めてきた人的免除法理の根拠を掘り崩すものであり、「制限免除主義」の考え方に則る判決においては、他国の主権者についても人的免除の適用を否定する判断が下されていくこととなる。それに対して、職務保護の免除法理については、「絶対免除主義」の時代から一貫して、免除付与の対象は一定の公的目的に限定されるとの理解が採られており、既に裁判所による私人への救済の付与という法の支配の要請を加味したものであった。「絶対免除主義」の時代には、人的法理の陰に隠れることも多かったが、同法理が廃棄された「制限免除主義」の時代には、職務保護の免除法理こそが裁判所の判断を支える法理として援用されることとなったのである。

以上の歴史的展開より、現行の裁判権免除については、従来の理解とは異なる特徴が確認される。第一に、職務保護の免除法理においては被告が誰かは問われないのであり、他国主権者の財産や行為が他国における手続の対象とされることによって、国際法上保護される「職務」の実現が害されうる事案であることが示されれば、免除規範は適用されるものと考えられていた。次に、行為国の同意の効果は、職務保護の免除法理を前提としても認められていたが、判断枠組は、通説とは大きく異なる枠組が採用されていた。通説の説くように、免除を原則として措定するのではなく、私人の請求内容を吟味した上で、それが

他国の職務の実現を害する性格のものである場合にのみ免除を導出するとの理解がとられていた。そして最後に、職務保護の免除法理において免除の対象となる管轄権は、裁判手続のどの段階で他国の「職務」実現が害されると評価されるかに依存するものであり、免除の対象は、事案の性質に応じて多様な管轄権を対象としうることが確認された。

本稿は、「制限免除主義」と称される現代の裁判権免除が具体的にどのような形で機能するか（同意の効果及び判断枠組み）について評価を異にする点はあるものの、訴訟事項の性質に着目し「どこで裁くべき問題か」を問う法理であり、「被告が誰か」を問う人的免除法理とみなすことは誤りであるという **Brownlie** の指摘が現代のリーディング・ケースの理解として妥当であることを実証的に検証した。「絶対免除主義」の先例を念頭に提示された人的免除という制度の性格づけは、少なくとも英米の実行で採用されている現行の裁判権免除については誤りであると言わざるを得ないであろう。従来の実行の理解を一度解体し、裁判権免除制度の各則について改めて内容を確定していく作業が求められている。裁判権免除の歴史的展開は、法の支配の進展との相関関係のもとで今日まで進行してきている。こうした動態的な側面も意識しつつ、当該制度を基礎づける法理の規範内容を不断に検証して行くことが重要であろう。